

企画趣旨

小粥太郎

1 はじめに

「平成の法学」が本号特集のタイトルである。元号で時代を画することに特別な正当性はないが、2019年4月末日に平成の幕が下ろされたことを契機に、日本の実定法学者の営みを振り返り、法学の将来を展望する機会を持つことも悪くないだろう。

ひとまず、民法学を素材に、私の目に映る昨今の実定法学を取り巻く風景を概観したい。

2 民法学の栄光

(1) 民法典制定

明治初期、西欧流の法制度を整備する必要に迫られた日本の俊英たちは、お雇い外国人に学び、西欧に渡り、あるいは国内で修業を重ね、法学徒となった。穂積陳重（1855-1926）・富井政章（1858-1935）・梅謙次郎（1860-1910）らによる民法典の起草は、民法学の歴史において輝かしい1コマを構成している。

(2) 体系書による支配

その後、明治終盤以降の民法学者は、とくにドイツに学び、理論体系を構築した。当時の代表的な体系書である鳩山秀夫（1884-1946）・日本債権法（総論）の記述は、簡潔・明瞭である。ある種の法学觀に照らせば、非常に論理性が高い。この本も、やはり民法学の栄光の歴史を構成しているはずである。

鳩山の民法学は、末弘巖太郎（1888-1951）から厳しい批判を受けた。しかし、その後、我妻栄（1897-1973）は、鳩山民法学を継承しつつ末弘批判をも吸収した。そして、ほぼ昭和の時代（1926-1989）を通して（今までいうとやや大げさかもしれないが）、我妻の民法学——とくにその『民法講義』——が、学界のみならず実務の思考を支配したという伝承が形成された。これまた、民法学者の甘美な記憶の欠かせない一部であろう。

3 民法学の凋落？

(1) 空洞化

ところが、とくに第二次大戦後、民法学の歴史は、異なる様相を呈するようになる。農地改革と労働法制の整備を思い出しておきたい。これによって、社会的に重要な課題が、民法学の守備範囲の外に出て行った。その後も、さまざまなかつて民法からみれば特別法——の制定によって、民法が空洞化してきたことが指摘されている。具体的な社会問題の解決に照準を合わせるなら、学者の専門分野を民法という線で区切る必然性はない。むしろ民事特別法も公法も含めて住宅法、環境法、消費者法、医事法などと区切るほうがよいのではないか。しかし、多くの民法学者は、依然として自分の専門を民法と称する。この空洞化したものいわれる民法という境界線にはどんな意味があるのか。民法に固執する民法学は、社会問題の解決から遠ざかり、形而上学的にならざるえないのだろうか。